

第1部

シンポジウム趣旨・情勢報告

全国大学高専教職員組合 中央執行副委員長

森戸 文男



皆さん、こんにちは。全大教の副委員長の森戸です。きょうはお休みの中、たくさんの方にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

「賃金臨時減額に対する未払い賃金請求訴訟 経過と概要」(本文中6～19ページ掲載)というものがあるかと思いますが、それをもとに情勢報告をします。今から思い返しますと、臨時減額されたのはちょうど3年前です。かなり時間がたっていますので、その辺りの状況も確認しながら、全体の状況をご報告したいと思います。

全てのことについて言いますと、これから話されることと重なりますので、口火切りのことだけを述べて情勢の報告とさせていただきます。

1番目です。違憲である給与臨時特例法の成立という状況があったわけです。これもご存じのように、最初、国立大学法人等の賃下げ問題が起きたのは2011年に当時の民主党政権が公務員労働組合、連合と臨時賃下げに合意したことから始まりました。これは国家公務員の労働基本権を復活させるという法案を準備して、これとバーターというような状況の中であったわけです。この合意では国家公務員の賃下げのみで、地方公務員には波及させないといったことを合意しているのです。これは全然そうではなくなりましたわけですが、そういう状況から始まったというのが事の始まりでした。

2番目ですけれども、国立大学法人における賃金減額の経過については、みなさんも状況については知っているかと思いますが、最初、多くの国立大

学法人は単に国からの要請だけでは賃下げは行わなかったんです。4月からの賃下げは、一部、茨城大学等ありましたが、その辺でも労使合意でやったということもありました。特に決定的な影響を受けたのが2012年5月11日の副総理や財務大臣の発言です。運営交付金から差し引くという発言をし、これ以降、各大学の交渉が行われたということです。

国立大学や高専では、運営交付金の収入に占める割合に応じて引かれるのか、どういう額が引かれるのか、この時点では明確ではありませんでした。大学法人側も明確に理解できていなかったのではないのでしょうか。さまざまな噂が飛び交ったという状況がありました。また非公式には文科省が法人側の学長なり、あるいは理事を集めて要請するようなことが多くなったということもありました。こうした賃金臨時減額の要請という問題は、今進んでいる人文社会科学系を廃止・転換の要請、あるいは国旗や国歌の要請などという問題と非常に共通するのではないかと、今になって思うわけです。

そもそも独立行政法人、あるいは国立大学法人については5年から6年の中期目標期間中の決まった運営交付金をまず確定して、それに基づいて事業が行われるという制度設計になっているわけですが、そういう中で急に人件費の1割をカットするというようなことをやられては、自律的な運営ができないという状況になります。

復興予算に充てることが目的であるとしても、これもご存じのように本来の目的ではないところに震災関係復興予算がかなり使われたということは指摘されているとおりで、その後、民主党から自民党に政権交代した以降は、公共事業が復活し、大学、高専にたくさんの予算が施設整備で下りてきました。

3番目、国立大学法人等での賃金臨時減額の法律問題のところですが、これについては後ほど小部弁護士から詳しく説明されると思いますが、やはり労働契約法の解釈について、この間、組合もかなり学習もしたし、この裁判によって非常に得るところは大きかったと思っています。特に重要なのは、労働者が被る不利益の程度とそれを受忍しなければならないほどの高度な必要性があったかどうかというのがポイントで、裁判を見る上でこの論点が非常

に重要ではないかと思っています。

また、独立行政法人通則法63条をめぐる、一部の大学などは、これによって職員の賃金が社会一般の情勢に適合しなければならないので、労使自治には内在的な制約があるなどという議論もありますが、そうではないわけで、これについても後ほどまた小部弁護士から詳しくお話があるのではないかと思います。

4番目の裁判闘争の取り組みの到達点についてです。6ページ目にも表が出ていますが、11の組合で原告計637人によって取り組んでいるという状況になっているということも、既にご存じのとおりだと思います。

最後、7ページ目の三つの地裁判決の概要を、国立高専から福岡教育大学、そして京都大学ということでポイントだけを書いておきますので、これも、これから原告の方が報告される内容とあわせて見ていただければと思います。

今回のシンポジウムでは、やはり判決の不当性を明確にして裁判闘争をどう勝利するかということと、国立大学法人等の教職員の労働基本権、あるいは自主的な労使交渉問題、そういった問題についてもぜひ意見交流をしていきたいと思っています。

それと同時に今、ホットな話題になっていますが、この間、国の要請という問題にからんでこれをどのように見るかについても中富先生から特別講演をいただいて、大学の自治との関連で裁判との関係も含めてわれわれは学習していきたいと思っています。よろしくお祈りします。

以上、シンポジウムの趣旨等をご報告させていただきました。